

随意契約理由書

1 業 務 名	積算基準改正及びその他資料作成業務（土木-2025）
2 業 者 名	阪神高速技研（株）
3 随意契約理由	本業務は、当社の積算基準・単価等の改定に係る資料作成、工事の設計・積算・施工点検に係る資料作成等を行うものであり、その円滑かつ効率的な実施のためには、当社の積算基準、技術基準、技術審査基準並びに当社が準拠・準用している他団体の積算基準の内容を熟知して守秘性、中立性、統一性をもって部外に情報を漏らすことなく適切かつ効率的に業務を遂行すること並びに当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。 阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって設計・積算・施工管理といった業務を実施するために設立された会社であり、本業務に求められる要件である特殊な知識（積算基準、諸技術基準等の熟知）及び能力（守秘性、照査能力）を有し、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。 よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。 以 上
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。	